

市税・国民健康保険税の 納め忘れはありませんか？

税務課管理収納係 TEL 25-1132

市税は、医療・福祉・教育など、住みよいまちづくりに使われる大切な財源です。

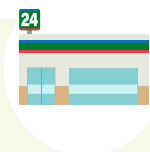
納期限を過ぎても納付がない場合には、20 日以内に督促状を発送します。その後もなお、納付がない場合には、催告書を発送し、自主的な納付をお願いしています。

10 月に催告書を発送します

10 月下旬に、催告書を発送します。対象となるかたは、令和7年度の市税などに滞納があり、督促状を発送してもなお、納付の確認ができていないかたです。催告書が届いたかたは内容をご確認のうえ、早急に納付してください。

市税は次の場所で納付できます

- ・税務課（市役所西庁舎2階）
- ・各連絡所
- ・コンビニエンスストア（一部店舗を除く）



取扱金融機関窓口

百五銀行、三十三銀行、あいち銀行、桑名三重信用金庫、東海労働金庫、伊勢農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行・郵便局（三重・愛知・岐阜・静岡）

納付書にバーコードがある場合

- ・ PayPay
- ・ PayB



納付書にQRコードがある場合は次の場所でも納付できます。

- ・全国の地方税統一QRコード対応金融機関
- ・スマートフォン決済アプリ
- ・地方税お支払いサイト (URL <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)



※ QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

納付書をなくしたときは？

納付書をお持ちでなくても、税務課・各連絡所で納付することができます。また、納付書の再発行を希望されるかたは、税務課にて再発行しますので連絡してください。

延滞金について

納期限を過ぎてから市税などを納付した場合、延滞金が発生します。延滞金の計算方法は、本税額に延滞している期間に応じた割合（令和7年は、納期限の翌日から最初の1か月間は年2.4%、1か月を経過する日の翌日以降は8.7%）を乗じて算出します。

延滞金は、納期限までに納付していただければ、本来負担していただく必要のないものですので、納期内納付をお願いします。

滞納処分とは

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その市税などの納付がないときは、やむを得ず、財産調査や差し押さえなどの滞納処分を行うことになります。